

狭山市プレミアム付商品券取扱事業所要項

1. 商品券の名称 「狭山市プレミアム付商品券」
2. 購入対象者 ① 2019年度の住民税が非課税の方（約20,000人）
※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く
② 2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子どもが属する世帯の世帯主の方（約5,000人）
3. 商品券内容
 - (1) 最大発行総額 6億2千5百万円（内、プレミアム分1億2千5百万円）
※購入対象者全員が満額購入した場合
 - (2) 割引率 20%
 - (3) 発行数 12万5千冊（1セット：500円×10枚）
 - (4) 商品券内容
 - イ. 商品券は、1冊4,000円で販売
（500円券 10枚綴り 5,000円分）
 - ロ. 商品券は1種類で、大型店・中小規模店を問わず登録店であればどちらでも使用できます。 ※大型店等の定義は、大店立地法に該当する店舗となります。
 - ハ. 商品券の利用制限
商品券で次の物品、サービスの購入はできないものとします。
 - ①換金性があり、広域的に流通しうるもの
有価証券・商品券・ビール券・図書券・切手・官製はがき・収入印紙・プリペイドカード等
 - ②土地購入・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
 - ③たばこ
 - ④金券ショップなどの買取り
 - ⑤公共料金等の支払い
 - ⑥事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入等への支払い
 - ⑦「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - ⑧その他、取扱事業所等が特に指定するもの
 - ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

4. 商品券の販売期間

商品券の販売期間は、令和2年1月31日まで。

5. 商品券の有効期間

商品券の有効期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日まで。

6. 商品券の換金方法及び換金手数料

(1)大型店以外の取扱事業所は、取扱事業所が口座を有する金融機関（別紙の金融機関に限る）の窓口で、使用済商品券を換金することができます。なお、換金に伴う手数料は必要ありません。また、大型店については、商工会議所が換金窓口となります。

(2)使用済商品券の入金は、取扱事業所が指定した口座に、持参した日の翌日から5営業日（大型店は、持参した日の翌日から会議所の5開所日）以内に入金されます。

7. 商品券の換金期間

使用済商品券の換金期間は、令和2年3月10日まで。（取扱金融機関窓口営業時間）
換金期間を過ぎると、商品券は無効となり換金できませんのでご注意ください。

8. つり銭

商品券の額面に満たない利用であっても釣り銭は出しません。

9. 商品券取扱事業所の資格

原則、狭山市内に事業所を有する小売・卸売・飲食・サービス業などの事業者であって、商工会議所に登録申込を行い認められた者としてします。

※ただし、性風俗営業及び公序良俗に反するものは除きます。

10. 商品券取扱事業所登録方法

(1)商工会議所指定の、「狭山市プレミアム付商品券」取扱登録事業所申込書に所定事項を記入し、お申込下さい。なお、6月26日（水）までにお申込いただきますと、第1回目の取扱事業所一覧（チラシ）に掲載されます。

(2)狭山市内に複数の事業所を所有する場合は、各事業所毎に申込書をご記入下さい。（申込書はコピーしてお使い下さい）

(3)取扱登録事業所申込書に記入された個人情報につきましては、本事業及び各種情報提供の目的にのみ使用いたします。

11. 取扱事業所の審査

- (1)取扱事業所として申込書が提出された時は、商工会議所において申込内容を精査し、取扱事業所の業種、同資格に該当するかを審査して決定します。
- (2)取扱事業所に不相当と認めた事業所に対してのみ、その理由について連絡します。

12. 取扱事業所に対する説明会

- (1)取扱事業所を対象とした説明会を開催します。
- (2)開催は、9月3日・4日の午前10時・午後2時・午後7時の3回実施しますので、登録申込書(様式第1号)提出の際に、いずれかの日程を指定し必ずご参加ください。
- (3)説明会当日、取扱事業所登録証(換金カード)、換金依頼書、ポスター、実施要綱、見本券等をお渡しいたします。

13. その他

取扱事業所の申込において、虚偽の記載や取扱事業所として商品券に関わる不正行為を行った場合、並びに「狭山市プレミアム付商品券事業実施要綱」に違反した場合は、狭山商工会議所の指導に従うとともに、損害賠償等の責を負う場合があります。

14. 取扱事業所申込及び問い合わせ先

狭山商工会議所

〒350-1305 埼玉県狭山市入間川3-22-8

TEL: 04-2954-3333 / FAX: 04-2954-3306